

貸 借 対 照 表

(平成16年3月31日現在) (単位:百万円)

資 産 部	の 部	負 債 部	の 部
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,288	流 動 負 債	24,486
現金及び預金	1,203	支払手形	3,278
受取手形	4,292	買掛金	5,144
売掛金	6,561	短期借入金	14,132
建設機材	9,937	未払法人税等	24
商品	109	未払費用	1,190
材料及び貯蔵品	5	未成工事受入金	332
未成工事支出金	453	その他の流動負債	385
前払費用	42		
短期貸付金	9		
その他の流動資産	22	固 定 負 債	3,039
貸倒引当金	348	社債	500
		長期借入金	1,082
固 定 資 産	11,274	繰延税金負債	68
有 形 固 定 資 産	9,918	再評価に係る繰延税金負債	999
建物	953	退職給付引当金	301
構築物	194	役員退職慰労引当金	48
機械装置	416	その他の固定負債	40
車輛運搬具	3		
工具器具備品	37	負 債 合 計	27,526
土地	8,313		
無 形 固 定 資 産	48	資 本 部	
電話加入権	21	資 本 金	2,651
ソフトウェア	26	資 本 剰 余 金	919
		資本準備金	662
		その他資本剰余金	256
投 資 其 他 の 資 産	1,308	資本準備金減少差益	256
投資有価証券	593		
子会社株式	193	利 益 剰 余 金	1,013
保証金	478	当期末処分利益	1,013
長期貸付金	30		
破産・更生・再生債権等	1,047		
長期前払費用	14	土 地 再 評 価 差 額 金	1,455
会員権	264		
その他の投資その他の資産	43	株 式 等 評 価 差 額 金	66
貸倒引当金	1,356		
		自 己 株 式	63
繰 延 資 産	6		
社債発行費	6	資 本 合 計	6,043
資 産 合 計	33,569	負 債 及 び 資 本 合 計	33,569

損 益 計 算 書

自 平成15年 4月 1日
至 平成16年 3月 31日

(単位：百万円)

科 目		内 訳	金 額
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の部	営 業 収 益	21,423
		売 上 高	21,423
		営 業 費 用	20,430
	売 上 原 価	18,207	
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,222	
	営 業 利 益	992	
	営業外 損益 の部	営 業 外 収 益	103
		受取利息及び受取配当金	59
		その他の営業外収益	43
		営 業 外 費 用	308
		支 払 利 息	266
		その他の営業外費用	41
	経 常 利 益	787	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益	157	
	固 定 資 産 売 却 益	0	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	13	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	143	
	特 別 損 失	241	
	固 定 資 産 処 分 損	14	
	投 資 有 価 証 券 売 却 損	11	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
	建 設 機 材 評 価 損	132	
	工 場 閉 鎖 費 用	24	
	役 員 退 職 慰 労 金	13	
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	30	
	ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	10	
税 引 前 当 期 純 利 益	704		
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30		
当 期 純 利 益	673		
前 期 繰 越 利 益	339		
当 期 未 処 分 利 益	1,013		

損益計算書注記

- | | | | |
|------|---------------------------|-----|------|
| (注1) | 子会社への売上高 | 27 | 百万円 |
| (注2) | 子会社からの仕入高 | 322 | 百万円 |
| (注3) | 子会社との営業取引以外の取引高 | 34 | 百万円 |
| (注4) | 1株当たり当期純利益 | 19 | 円81銭 |
| (注5) | 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 | | |

貸借対照表注記

(注 1)	有形固定資産減価償却累計額	5,491	百万円
(注 2)	子会社に対する短期金銭債権	21	百万円
(注 3)	子会社に対する短期金銭債務	34	百万円

(注 4) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定する為に国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
------------	------------

再評価を行った土地の期末における 時価の合計額が再評価後の帳簿価額 の合計額を下回る金額	1,737 百万円
--	-----------

(注 5)	担保提供資産	6,937	百万円
-------	--------	-------	-----

(注 6)	保証債務	912	百万円
	(うち再保証を受けている金額)	(290	百万円)

(注 7) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しております。

(注 8) 有価証券の時価評価により、純資産が66百万円増加しております。なお、当該金額は商法施行規則第124条第3号の規定により配当に充当することが制限されております。

(注 9) 土地再評価差額金1,455百万円は、土地の再評価に関する法律第7条の2第1項の規定により、配当に充当することが制限されております。

(注 10) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
- ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、材料及び貯蔵品……………総平均法による原価法によっております。

未成工事支出金……………個別法による原価法によっております。

4. 建設機材の評価基準及び評価方法

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額によっております。

5. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	6年～47年
構　　築　　物	5年～50年
機　　械　　装　　置	5年～18年
車　　輜　　運　　搬　　具	2年～6年
工　　具　　器　　具　　備　　品	2年～20年

無形固定資産……………定額法によっております。ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用……………定額法によっております。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債発行費は、3年間で均等償却しております。

7. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異(619百万円)については、15年

による按分額を費用処理しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を処理しております。

数理計算上の差異については、各期における発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額をそれぞれ発生翌期より処理しております。

(追加情報)

過去勤務債務及び数理計算上の差異は、従来、平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)で償却しておりましたが、近年の新規採用抑制による従業員の大幅な減少により平均残存勤務期間の再検討を行いました。その結果、従来処理年数より平均残存勤務期間(11年)が短くなったため、当期から処理年数を11年とすることとしました。

この結果、従来処理年数に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ3百万円増加しております。

役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金支給に充てるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しており、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(会計処理方法の変更)

役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より内規に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

この変更に伴い、当期の発生額17百万円は販売費及び一般管理費に、過年度分相当額30百万円は特別損失に計上しております。

この結果、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業利益及び経常利益は17百万円少なく計上され、税引前当期純利益は48百万円少なく計上されております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段 …… 金利スワップ取引
- ・ヘッジ対象 …… 借入金金利

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度等を定めた社内管理規定に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利に係るデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎に判断しております。

10. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式を採用しております。

11. 当期から改正後の商法施行規則(最終改正 平成16年3月30日 法務省令第23号)に基づき、計算書類等を作成しております。